



**BIZDESIGN
CONSULTING**

DESIGN YOUR FUTURE & BISSINESS

経済産業省 認定経営革新等支援機関



行政書士

山内経営法務事務所

事業再生編

<https://bizdesign-consulting.com>



ご挨拶

3年後にも残る会社・事業を創るためにこの思いを込めて、2020年9月に事務所を開設いたしました。また、2022年8月に経済産業省より「**経営革新等支援機関**」として認定されました。



経歴

大学院を卒業後、経営コンサルティング会社、シンクタンク、建設会社、製造業において、事業計画の作成、新規事業支援、企業再生などに従事してまいりました。

この間、2社で取締役として勤務経験があります。

学歴等

- 1982年 3月 岡崎高校 卒業
- 1986年 3月 同志社大学 卒業
- 1988年 3月 早稲田大学大学院 修了
- 1993年12月 西イリノイ大学大学院 修了 (MBA)
- 2007年11月 中小企業診断士 登録
- 2020年 7月 行政書士 登録

経営理念

あなたの未来と
ビジネスをデザインします。

Bizdesign Consulting では、創業、新規準備段階でのリサーチ及びフィージビリティスタディを提供し、起業者（副業、新規事業準備者を含む）の不安を解消し、3年後にも確実に残る事業の創造を支援することを目的としています。また、顧客のニーズに合わせ事業再生の業務にも着手することといたしました。

Bizdesign Consultingの強み

◆ 起業・新規事業支援に関して

- ✓ リサーチ会社での経験（11年）
- ✓ 2段階にわたる徹底調査（テキストマイニングとインターネットリサーチ）
- ✓ 創業時の補助金申請や金融機関からの融資支援

◆ 事業再生支援に関して

- ✓ 経営コンサルティング会社での事業再生案件の経験
- ✓ 会計士、税理士、弁護士、銀行出身者との人的つながりによる連携

◆ その他

- ✓ 中小企業診断士と行政書士の資格を保有
- ✓ 経営的な側面と法的な側面からの支援が可能
- ✓ 行政手続きなども対応可能

業務メニュー

創業

- 会社定款作成
- 事業計画策定

融資

- 融資申請書作成
- 事業計画作成

補助金

- 助成金申請
- 補助金申請

事業再生

- 早期経営改善計画
- 経営改善計画

遺言・相続

- 遺言書作成
- 遺産分割協議書成

在留資格

- 各種在留資格取次
- 外国人の会社設立

資金繰りに困っていませんか？

資金繰りに困っている場合は、まず銀行や専門家に相談しましょう。

金融機関からの借入金があるが、返済条件の変更まで必要が無いときは、今後の更なる資金不足に備え、認定経営革新等支援機関と共に**早期経営改善計画**を作成しましょう。金融機関との関係図づくりにも大いに役立ちます。

すでに、資金ショートが視野に入ってきているのであれば、一刻も早く、金融機関に相談し、**経営改善計画**を策定し、返済条件の変更など金融機関からの金融支援を取り付けましょう（新たな融資を引き出すのではなく、元本返済を猶予してもらい、出金を抑えます）。

ゼロゼロ融資の返済は大丈夫ですか？

ゼロゼロ融資を返済できないと、次のようなリスクがあります。

- ・督促状が届きます。
- ・督促状の郵送後、約3カ月経っても返済しない場合、金融機関から融資した金額＋利息を一括返済するよう求められます。
- ・返済しない場合には保証会社による代位弁済が行われます。
- ・保証会社から訴訟を起こされます。
訴訟で保証会社の主張が認められれば、財産を強制執行による差しをさがされます。

ゼロゼロ融資を返済できないときは？

まず専門家に相談しましょう。ゼロゼロ融資を返済できないときは、次のような方法があります。

- ・コロナ借換保証の利用（経営行動計画書の作成が必要）
- ・経営改善計画作成による返済条件の変更（ただし、事業改善の見通しがなければ不可）
- ・据置期間の延長を交渉
- ・新型コロナ特例リスケジュール支援（最長1年間）

もし、上記の方法でうまくできない場合には、次のような方法を考えます。

- ・不動産の任意売却（通常、金融機関の抵当権がついていることが多いため、抵当権付きの物件に関しては、金融機関の了解を取り付け、抵当権の解除が必要となります）
- ・ファクタリング（売掛債権の売却：ただし、手数料が相当高いので注意が必要です）

それでもダメな場合は、事業再生・倒産処理手続きに入っていきます。これらの手続きには、再建型と清算型の2種類があります。

- 再建型
 - ・法的整理手続き（民事再生、会社更生）
 - ・私的整理手続き（債権者との話し合いによる整理手法）
- 清算型
 - ・破産、特別清算など

いずれにしても、資金繰りが厳しくなる兆候が現れたら、一日も早く専門家に相談し、最悪の事態を避けるようにしましょう。

事業再生の2つの計画

① 借金があるけどだいじょうぶかなあ？（早期経営改善計画）

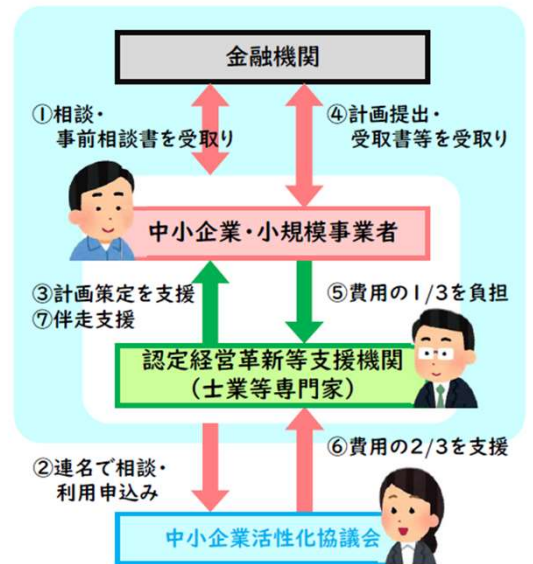
金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営の改善を支援します。早期経営改善計画策定の目的は、**客観的な経営状況の把握と金融機関との関係づくり**です。

こんな方にご利用をお勧めします。

今のところ返済条件等の変更は必要ないが、

- このところ資金繰りが不安定になっている
- 原因がわからないが売上が減少している
- 自社の経営状況を客観的に把握したい
- 専門家から経営に関するアドバイスがほしい
- 経営改善の取り組みをフォローアップしてほしい

経営の早めの健康相談と考え、気をつける点を知り、改善したい習慣等の見直しに役立てます。



② 借入金の返済がきつくなってきた（経営改善計画）

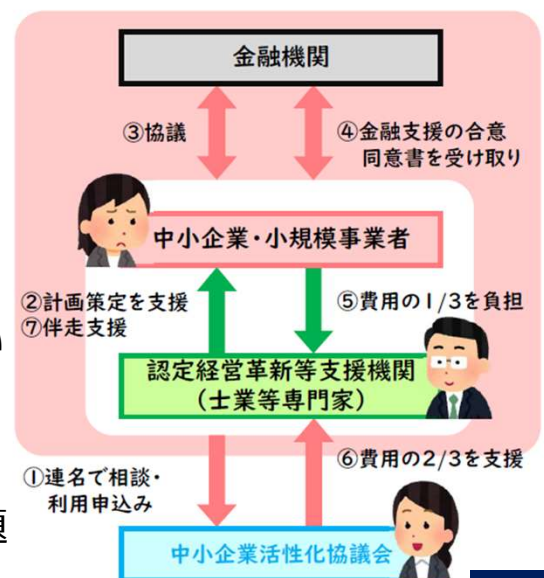
金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援します。経営改善計画策定の目的は、**金融支援を取り付けるとともに、それによる業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示すこと**です。

こんな方にご利用をお勧めします。

金融機関への**返済条件等を変更し**資金繰りを安定させる必要があり、

- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- 人件費以外でコスト削減を図りたい
- 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- 業況悪化の根本的な原因を把握したい
- 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい

病院で診察してもらい**処方を受ける**と考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。



①早期経営改善計画

●借金があるけどだいじょうぶかなあ？（早期経営改善計画）

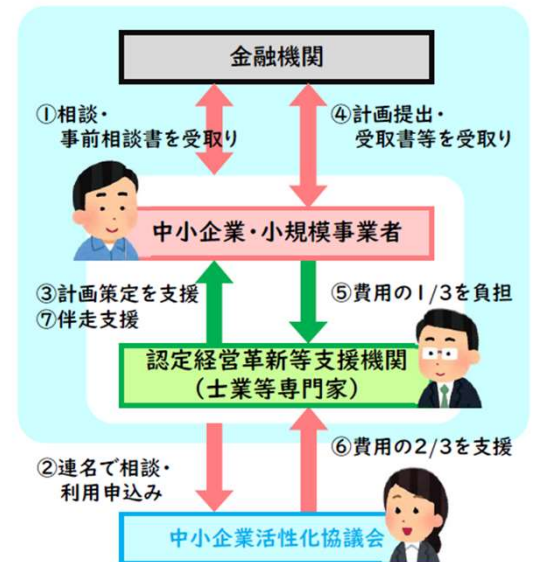
金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営の改善を支援します。早期経営改善計画策定の目的は、**客観的な経営状況の把握と金融機関との関係づくり**です。

こんな方にご利用をお勧めします。

今のところ返済条件等の変更は必要ないが、

- このところ資金繰りが不安定になっている
- 原因がわからないが売上げが減少している
- 自社の経営状況を客観的に把握したい
- 専門家から経営に関するアドバイスがほしい
- 経営改善の取り組みをフォローアップしてほしい

経営の早めの健康相談と考え、気をつける点を知り、改善したい習慣等の見直しに役立てます。



早期経営改善計画は、事業者が外部専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けつつ、資金繰り計画や採算管理等の基本的な内容の経営改善計画を策定する場合、計画策定支援費用及びその後の伴走支援（モニタリング）費用の2 / 3（上限額25万円まで※）を支援を受けることができます。

<計画策定等に関する補助額>

項目	上限額
計画策定支援費用	上限15万円
伴走支援費用（期末）	上限5万円
伴走支援費用（期中）	上限5万円（任意）
他に金融機関交渉費用	上限10万円を加算（経営者保証解除に係るものに限る。任意）

● 早期経営改善計画の特徴は何？

- ① **条件変更等の金融支援を必要としない**、経営改善を目的とする計画です。
- ② 計画策定から1年間、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の**伴走支援で進捗を確認**できます。
- ③ 作成した計画をもとに、**自社の状況を客観的に把握**できます。
- ④ **必要に応じて経営者保証の解除のための金融機関交渉費を支援**します。
- ⑤ **認定経営革新等支援機関の支援**を受けつつ、①～④を行うことで、事業者自身で基本的な計画策定や管理のP D C Aサイクルを構築できるようになることを目的としています。この目的において、P D C Aサイクルを構築するための内部管理体制や経営の透明性確保に向けたガバナンス体制の整備についても、重要な支援と位置づけています。

STEP1

- 身近な専門家や金融機関に「認定経営革新等支援機関」や「早期経営改善計画」について問い合わせてください。
- なお、経営改善に取り組むためには、事業者自らが経営改善の必要性に気づくことが第一歩となるため、「**経営者のための経営状況自己チェックリスト**」を活用した経営状況の自己診断や、「**支援者による経営状況チェックリスト**」を活用した認定経営革新等支援機関からの気づきの提供等を通じて、早い段階での取組開始につなげることも有効です。

STEP2

- 身近な専門家（認定経営革新等支援機関）と連名で、最寄りの協議会に申請します。

STEP3

- 身近な専門家のアドバイスを受けながら、実務指針に沿って、資金実績・計画表や損益計画表などの基本的な内容の早期経営改善計画を策定します。
- 金融機関に策定した計画を提出します。これを機会に自己の経営について見直しを進めます。

● 早期経営改善計画の内容は？

早期経営改善計画は下記の5項目の内容を含むとされており、これらの策定においては、実務指針の「**収益力改善支援の実務と着眼点**」、及び「**ガバナンス体制の整備支援の実務と着眼点**」に沿った支援を行うことが求められます。

ビジネスモデル俯瞰図	経営課題の内容と解決に向けた基本方針	アクションプラン	損益計画	資金繰表(実績・計画)
「事実を俯瞰」して、収益の仕組や商流等を「見える化」	現状分析を踏まえた経営課題と解決策を検討	「見える化」された課題を行動計画に落とし込み	アクションプランの改善効果を数値化して計画を策定	過去の資金繰り実績を分析、将来の資金計画を作成。

専門家と計画を策定して、経営改善に取り組みましょう!計画策定後も専門家が伴走支援します。

進捗・取組状況の確認	対応策の検討	金融機関等への報告
数値計画と実績との差異、及びアクションプランの取組状況の確認	計画と実績に差異がある場合の対応策の検討	計画進捗状況を金融機関等に報告

● 伴走支援は何をするの？

伴走支援（決算期・期中）では、**策定した早期経営改善計画が計画どおりに進捗し経営改善が図られているかどうかを確認**します。伴走支援（決算期）では、計画策定後1年を経過した最初の決算時の結果を、**事業者が金融機関に報告する準備等**を行います。

計画と実績に乖離が生じている場合、事業者に対し、**乖離の原因についての分析と適切なアドバイス等を行う業務**を含みます。なお、税務申告書をあわせて金融機関に報告することが望ましいです。

なお、計画の実行そのものは、伴走支援に含まれません。

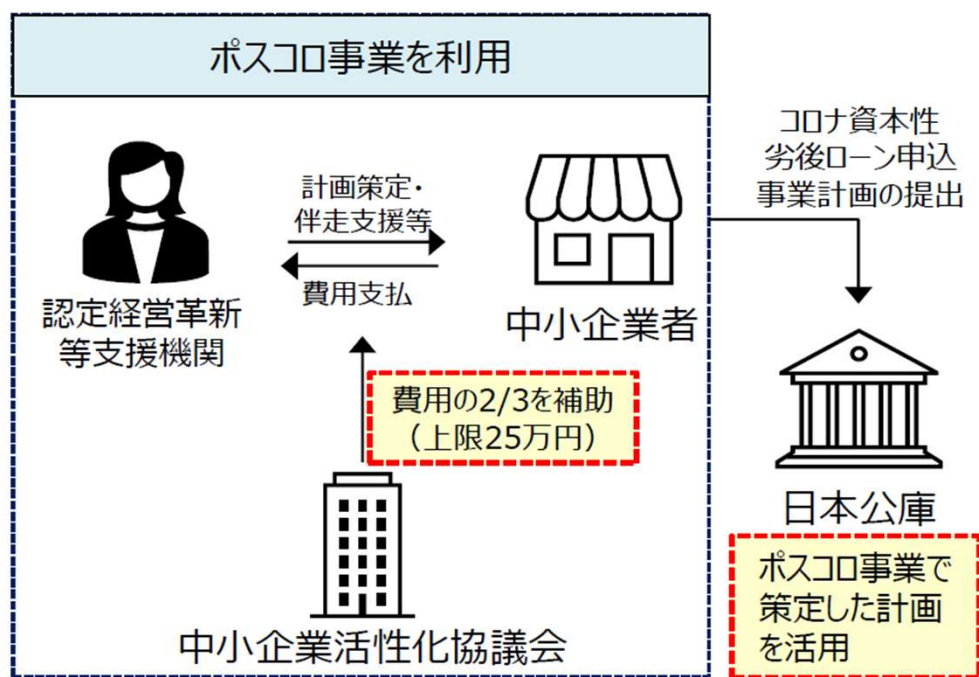
計画策定後1年を経過した最初の決算時の伴走支援については、特段の事情がない限り、伴走支援を実施し、その内容を**中小企業活性化協議会に報告する必要があります**。

計画策定後の伴走支援の実施及び報告を行わない場合、協議会が費用負担した金額の返還等を行うこととなる場合があります。

参考：早期経営改善計画策定支援事業を利用した日本公庫のコロナ資本性劣後ローン申込時の計画策定支援事業再生

令和6年3月8日に経済産業省、金融庁、財務省が公表した「再生支援の総合的対策」に基づき、**早期経営改善計画策定支援事業**を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画（民間金融機関の協調融資を伴わない場合）として活用できるようになりました。

●利用イメージ



再生支援の一ツールとしても、小規模事業者を含めた資本性ローンの活用が期待されているところ、日本公庫のコロナ資本性劣後ローンの申込に必要な事業計画の策定が困難な事業者に対し、**早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ事業）**を利用した計画作成が利用可能（民間金融機関の協調融資を伴わない場合）とすることで、**事業者の負担を抑えつつ**計画の質向上を図り、利用の促進を目指しています。

●コロナ資本性劣後ローン申込時の計画に必要な主な項目

●必要資金と調達先

（業績や資金計画・資金繰表等と合わせて整理）

※ポストコロナ事業では金融支援を必須としていない点は相違

●事業見通しに係る課題、改善に向けた行動計画

（「ビジネスモデル俯瞰図」、「アクションプラン」等と合わせて整理）

⇒コロナ資本性劣後ローンでは、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが必須で、コロナの影響を踏まえた今後の事業見通しの記載も必要**

●当初3年間および最終目標年度の収支計画（前期実績及び今期見込を含む）、借入調達計画

※ポストコロナ事業で必須としている計画期間は当初1年間のみ

②経営改善計画

●借入金の返済がきつくなってきた、どうしよう？

金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援します。経営改善計画策定の目的は、**金融支援を取り付けるとともに、それによる業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示すこと**です。

こんな方にご利用をお勧めします。

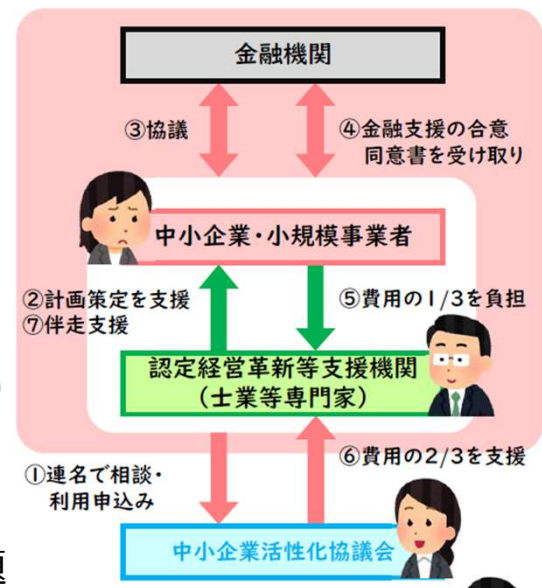
金融機関への**返済条件等を変更し**資金繰りを安定させる必要があり、

- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理やガバナンス体制の整備をしたい
- 人件費以外でコスト削減を図りたい
- 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- 業況悪化の根本的な原因を把握したい
- 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい

病院で診察してもらい**処方を受ける**と考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。

事業者が外部専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けつつ、金融支援を伴う経営改善計画を策定する場合、**計画策定費用及びその後の伴走支援費用の2/3（上限300万円※）**を、中小企業活性化協議会が支援する事業です。

※金融支援を織り込んだ計画に追加して、計画完了後に経営者保証解除を目指す場合には、金融機関交渉費用の2/3（上限10万円）を別途支援可能。



<計画策定（通常枠）等に関する補助額>

項目	補助率
DD・計画策定支援費用	2/3（上限200万円）
伴走支援費用（モニタリング費用）	2/3（上限100万円）
金融機関交渉費用	2/3（上限10万円、経営者保証解除に係るものに限る。任意）

● 経営改善計画の特徴は何？

- ① 中小企業・小規模事業者の**経営改善・事業再生・再チャレンジを促進**します。
- ② 金融支援を伴う本格的な経営改善に向け、「収益力改善支援に関する実務指針」に基づく計画策定等支援（以下「**通常枠**」という。）に加え、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン〈第三部〉中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づく計画策定等の支援（以下「**中小版GL枠**」という。）の枠を設けています。
- ③ また、経営改善計画は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、現状分析を踏まえた実現可能性の高い経営改善計画を策定することで、事業者自身で計画策定や管理の**PDCAサイクルを構築**できるようになることを目的としています。この目的において、PDCAサイクルを構築するための内部管理体制や経営の透明性確保に向けた**ガバナンス体制の整備**についても、重要な支援と位置づけています。

STEP1

- 身近な専門家や金融機関に「認定経営革新等支援機関」や「経営改善計画」について問い合わせてください。
- なお、経営改善に取り組むためには、事業者自らが経営改善の必要性に気づくことが第一歩となるため、「**経営者のための経営状況自己チェックリスト**」を活用した経営状況の自己診断や、「**支援者による経営状況チェックリスト**」を活用した認定経営革新等支援機関からの気づきの提供等を通じて、早い段階での取組開始につなげることも有効です。

STEP2

- 身近な専門家（認定経営革新等支援機関）と連名で、最寄りの協議会に申請します。

STEP3

- 身近な専門家（認定経営革新等支援機関）のアドバイスを受けながら、実務指針に沿って、具体的なアクションプランと計数を盛り込んだ実行できる計画を策定します。計画を作り込んでいく際には、メイン金融機関や必要に応じて信用保証協会等ともしっかり相談しましょう。お互いの意思疎通が肝心です。。
- 金融機関から同意を得た計画に基づき、借入金の返済条件変更等により資金繰り安定化を図り、税理士等の認定経営革新等支援機関や金融機関とともにアクションプランを実行します。

● 経営改善計画の内容は？

経営改善計画は下記の項目の内容を含むとされており、これらの策定においては、実務指針の「収益力改善支援の実務と着眼点」、及び「ガバナンス体制の整備支援の実務と着眼点」に沿った支援を行うことが求められます。

<収益力改善支援の実務と着眼点>

項目	内容
現状分析の	ビジネスモデル俯瞰図を用いて事業内容や商流・業務プロセスを整理し、損益実績をもとに過去の損益状況・事業状況を把握し、事業者の特色・問題点等について、定性的情報・定量的情報の両面から網羅的に検討を行います。
経営課題明確化	現状分析で把握した特色・問題点等について、その原因と今後の見通し等について検討し、今後の問題点の除去、競争力強化等に向けて重点的に対応すべき経営課題を明らかにすることにより、改善計画の実効性を高めていきます。
課題解決策検討	現状分析を踏まえて、解決すべき経営課題を明確にしたら、その解決策を検討します。
アクションプラン策定	経営改善計画は、策定しても実行されなければ意味がありません。改善策を実行するのは担当者なので、担当者が行動できるアクションプランが必要となります。
数値計画策定	損益計画の実現可能性を高めるためには、現状分析の結果と改善取り組み効果を踏まえて今後の見通しを検討する必要があります。
資金繰り検討	資金繰り見通しの精度をあげ、突然の資金不足を回避するためには、事業者の入出金状況を分析して今後の資金収支を予想し、過不足が見込まれる場合は対策を講じます。
金融支援内容検討	経営改善計画の同意を取り付けるためには、借入金返済計画の実現可能性と、各金融機関の衡平性が重要です（借入金の返済計画は、キャッシュフロー計画に基づく返済可能金額を踏まえて検討します）。

<ガバナンス体制の整備支援の実務と着眼点>

項目	内容
支援にあたっての考え方	持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現
ガバナンス体制の整備に係る計画策定支援	①現状把握、②課題明確化、③対応策の検討と事業者へのアドバイス

事業再生料金体系

① 早期経営改善計画

業務の内容	料金（税抜き）
計画策定費用	225,000円（うち150,000円の補助あり）
伴走支援費用	75,000円（うち50,000円の補助あり）
伴走支援費用（決算期）	75,000円（うち50,000円の補助あり）
金融機関交渉費（経営者保証解除の支援の場合）	150,000円（うち100,000円の補助あり）
総額	525,000円（うち350,000円の補助あり）

（注）補助金額は費用総額の2/3を上限とし、費用の種類ごとに定められている上限額の範囲内で補助を受けることができます。費用の種類ごとに定められている上限額は、それぞれ、計画策定費用15万円、伴走支援（決算期）5万円、伴走支援（期中）5万円、金融機関交渉に係る費用10万円です。最大で35万円の保持を受けることができます（実質最大負担額は、17.5万円）

② 経営改善計画（事業規模により料金変動）

事業規模	事業規模概要	費用総額の目安	費用負担の上限金額
小規模	売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満	150万円以下（モニタリングは総額の1/2以下）	合計100万円以下（伴走支援費用は1/2以内が目安）
中規模	売上10億円未満かつ有利子負債10億円未満	300万円以下（モニタリングは総額の1/2以下）	合計200万円以下（伴走支援費用は1/2以内が目安）
中堅規模	売上10億円以上または有利子負債10億円以上	450万円以下（モニタリングは総額の1/2以下）	合計300万円以下（計画策定支援費用200万円以下、伴走支援費用は1/2以内が目安かつ100万円以下）

● 認定経営革新等支援機関について

中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関（認定支援機関）のことです。中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等できるよう、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者であって、国が認定した公的な支援機関です。**当事務所は、2022年8月に、中小企業診断士の資格で認定を受けています。**

事務所概要

屋号	Bizdesign Consulting 行政書士 山内経営法務事務所
資格等	・中小企業診断士（登録番号：405239） ・行政書士（登録番号：20191344） 愛知県行政書士会所属 ・届出済行政書士（名古屋出入国管理局） ・MBA（西イリノイ大学大学院） ・経済産業省 認定経営革新等支援機関
所在地	〒455-0824 名古屋市港区西川町3-16
Tel & Fax	052-700-2242
携帯	090-4466-9538
代表	山内 真二
開業	2020年9月
事業内容	・創業支援、新規事業支援 ・マーケティング・リサーチ ・会社設立支援 ・補助金申請支援 ・金融機関融資支援 ・事業再生 ・産業廃棄物事業者の経営診断書作成 ・出入国管理関連業務 ・遺言書作成/相続支援業務
URL	https://bizdesign-consulting.com
Email	yamauchi@bizdesign-consulting.com